



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.2
【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 森 博樹
渥美総合法律事務所(外国法共同事業)
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号
富国生命ビル 8 階
【報告義務発生日】 平成 19 年 2 月 14 日
【提出日】 平成 19 年 2 月 21 日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が 1%以上減少したこと

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	イー・アクセス株式会社
証券コード	9427
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	スレッドニードル・アセット・マネージメント・リミテッド (Threadneedle Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	郵便番号 EC3A 8JQ 英国、ロンドン、セントメリー・アクセ 60 (60 St Mary Axe, London EC3A 8JQ, U.K.)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

③ 【法人の場合】

設立年月日	2002年1月14日
代表者氏名	クリスピン・ジェー・ヘンダスン (Crispin J. Henderson)
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル8階 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 弁護士 森 博樹
電話番号	03(5501)2111 (森 博樹)

(2)【保有目的】

運用ファンドへの投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			76,901
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 76,901
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する 株券等の数	Q		

保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R 76,901
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (平成19年2月14日現在)	T 1,452,135
上記提出者の 株券等保有割合（%） (RS+T) × 100	5.30%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	6.36%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2006年12月18日	普通株券	479	0.03%	市場内取引	処分	
2006年12月20日	普通株券	410	0.03%	市場内取引	処分	
2006年12月21日	普通株券	265	0.02%	市場内取引	処分	
2006年12月26日	普通株券	24	0.00%	市場内取引	処分	
2007年1月9日	普通株券	5	0.00%	市場内取引	処分	
2007年1月19日	普通株券	4,675	0.32%	市場内取引	取得	
2007年1月23日	普通株券	92	0.01%	市場内取引	処分	
2007年2月2日	普通株券	1,000	0.07%	市場内取引	処分	
2007年2月5日	普通株券	1,000	0.07%	市場内取引	処分	
2007年2月6日	普通株券	1,000	0.07%	市場内取引	処分	
2007年2月7日	普通株券	1,000	0.07%	市場内取引	処分	
2007年2月8日	普通株券	1,000	0.07%	市場内取引	処分	
2007年2月9日	普通株券	1,000	0.07%	市場内取引	処分	
2007年2月13日	普通株券	1,000	0.07%	市場内取引	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	6,421,081
上記 (W) の内訳	投資一任契約による
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	6,421,081

② 【借入金の内訳】

該当なし

③ 【借入先の名称等】

該当なし

Threadneedle Asset Management Limited

60 St Mary Axe London EC3A 8JQ United Kingdom

Telephone +44 (0)20 7464 5000*

Direct Fax +44 (0)207 484 5416

* Calls may be recorded

POWER OF ATTORNEY

KNOWN ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **Threadneedle Asset Management Limited**, a company incorporated in England and Wales under registered number 03554212 with registered office at 60 St Mary Axe, London EC3A 8JQ, England (hereinafter referred to as the "Company") does hereby constitute and appoint each of Messrs. Hiroki Mori and Eiichiro Hata and Ms. Miki Ono, attorneys of Atsumi & Partners, with its office at Fukoku Seimei Bldg. 8F 2-2, Uchisaiwai-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan, each a resident of Japan with full power of substitution and revocation, as true and lawful agents and attorneys-in-fact of the Company, with full power to act on the behalf of the Company:

- (1) to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Finance Bureau, the Ministry of Finance of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan and which are required in respect of Threadneedle Asset Management Limited's holding of shares in Eaccess Limited (the "Reports");
- (2) to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed on this 16th day of February 2007.

Threadneedle Asset Management Limited

By: 

Crispin J. Henderson

Director

(翻訳)

委任状

郵便番号EC3A 8JQ、英国、ロンドン、セントメリー・アクセ60に登記上の事務所が所在し登録番号03554212であるスレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド(以下「会社」という。)は、ここに、郵便番号100-0011東京都千代田区内幸町2丁目2-2富国生命ビル8階に所在する渥美総合法律事務所・外国法共同事業の日本国在住の弁護士である森博樹、畑英一郎及び小野未貴を、会社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、復任権及び取消権と共に、会社の代理人として以下の行為を行う権限を付与する。

1. 会社を代理して会社がイー・アクセス株式会社株式を保有することに関して要請される日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを関東財務局長に提出すること
2. 報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行うこと

上記の証として、会社は、2007年2月16日の日付で本委任状を発効させた。

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド

(署名)

クリスピン J. ヘンダスン
ディレクター

上記正訳致しました。

弁護士 森 博樹

